

障害者雇用納付金・電子納付 Q&A



★障害者雇用納付金をペイジーで納付できます★

Q1 電子納付（ペイジー）とは何ですか？ これまでの納付方法とどこが違うのですか？

ペイジーは、民間企業や地方公共団体等と金融機関を結ぶ「マルチペイメントネットワーク」という決済システムを利用して、納付金等の納付ができる仕組みです。従来の金融機関の窓口と同様に、パソコン（インターネットバンキング）で納付できます。

ただし、金融機関によって利用できるサービス時間などに制限がある場合がありますので、詳細は各金融機関にお問い合わせください。

Q2 ペイジーを使うためには、申込や手続が必要ですか？

パソコンでペイジーを利用するには、取引先の金融機関にインターネットバンキングの申込が必要です。詳しくは取引先の金融機関にお問い合わせください。

Q3 納付書の内容が第三者に知られてしまう心配はありませんか？

当機構と金融機関を結ぶ「マルチペイメントネットワーク」は専用線による閉じたネットワークとなり、事業主と金融機関の間は、金融機関が提供するセキュリティを持つインターネットバンキングを利用しますので、納付書の内容は口座情報と同様のセキュリティレベルで守られています。さらに、ペイジーで納付できる納付書には、「納付番号」の他、納付書ごとに異なる「確認番号」という番号が印字されています。ペイジーで支払う際には、これらの番号の入力が必要です。これらの番号の誤入力を繰り返すと、支払いができなくなる等の対策を取っていますので、納付書の内容が第三者に知られることはありません。

Q4 間違った金額を納付してしまうことはないのですか？

延納第2期・第3期の場合は、事業主が入力した納付番号等から、事業主の納付書の情報が特定され、インターネットバンキングの画面に表示されます。表示された内容が、当機構から届いた納付書の納付金額と同じであることを確認してから納付できますので、心配ありません。全納・延納第1期の場合は、事業主が入力した金額が表示されますので、確認のうえ納付してください。

Q5 どの金融機関でペイジーによる納付ができますか？

現在のところ、納付金は各都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、外資系金融機関及び信用金庫のうち、ペイジーに対応している金融機関で納付できます。

Q6 ATMでも納付できますか？

納付金はATMでの納付はできません。

Q7 ペイジーで納付すると、領収証書は発行されますか？

発行されません。インターネットバンキングで納付した場合は、取引明細画面で支払い状況を確認できます。ペイジーで納付後に領収証書が必要になった場合は、納付金部収納係 TEL043-297-9651 へお問い合わせください。

Q8 ペイジーを使うと、送金（振込）手数料はかかりますか？

手数料はかかりません。

Q9 1回の送金金額に制限はあるのですか？

金融機関によって異なりますので、ご利用の金融機関へお問い合わせください。

**Q10 ペイジーで納付すると、口座から即時に引き落とされるのですか？
また、口座に残高がなくても使えますか？**

即時に引き落とされます。インターネットバンキングは、口座に残高がないと支払いはできません。

Q11 納付書を紛失しました。納付書が無くてもペイジーでなら納付できますか？

ペイジーで納付するには ①収納機関番号、②納付番号（事業主番号）、③確認番号、④納付区分の番号が必要です。①から④が印字された納付書を当機構が発行した事業主については、ペイジーで納付できます。また、納付書を紛失した場合や事業主番号はあるけれども確認番号がわからない場合等には納付金部収納係 TEL043-297-9651 へお問い合わせください。

Q12 納入告知分の納付金と追徴金、延滞金もペイジーで納付できますか？

納入告知書等に①収納機関番号、②納付番号（事業主番号）、③確認番号、④納付区分の番号が記載されていれば、ペイジーで納付できます。また、納付書を紛失した場合や確認番号がわからない場合等には納付金部収納係 TEL043-297-9651 へお問い合わせください。